

○苫小牧市基本構想審議会条例

昭和 47 年 7 月 1 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 本市の基本構想について、市長の諮問に応じて調査、審議するため、苫小牧市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時の委員を委嘱することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、基本構想に関する答申を完了したときまでとする。

2 臨時の委員の任期は、特別な事項に関する調査、審議を完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関する臨時の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員(臨時の委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 苫小牧市総合開発協議会条例(昭和 27 年条例第 9 号)は、廃止する。

附 則(昭和 58 年 10 月 7 日条例第 16 号改正)

この条例は、苫小牧市部設置条例の一部を改正する条例(昭和 58 年条例第 15 号)の施行の日(昭和 58 年 11 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 28 日条例第 21 号改正抄)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日条例第 15 号改正)

この条例は、公布の日から施行する。